

※単価は出来高

コード表		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A6	1113	通所型独自サービス2 1	事業対象者・要支援1。1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合	436単位	1回につき	
A6	8003			利用者の数が利用定員を超える場合 ×70%		305単位
A6	9003			看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70%		305単位
A6	1123	通所型独自サービス2 2	事業対象者・要支援2。1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合 ※事業対象者は特別な理由により要支援2の区分支給限度額適用者	447単位		
A6	8013			利用者の数が利用定員を超える場合 ×70%		313単位
A6	9013			看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70%		313単位
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2 1	事業対象者・要支援1	4単位減算		▲4単位
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2 2	事業対象者・要支援2	4単位減算		▲4単位
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算2 1	事業対象者・要支援1	4単位減算		▲4単位
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算2 2	事業対象者・要支援2	4単位減算	▲4単位	
A6	8112	中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算	所定単位数の5%加算			
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3	1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	▲94単位	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	(片道につき) 47単位減算 ※1月につき752単位の範囲内で減算	▲47単位	片道につき
A6	5010	生活機能向上グループ活動加算	100単位(1月) ※機能訓練指導員については、理学療法士。作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、又はあん摩マッサージ師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6ヶ月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする	100単位		
A6	6109	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算(1月)	240単位		
A6	6116	栄養アセスメント加算	50単位(1月)	50単位		
A6	5003	栄養改善加算	200単位(1月)	200単位		
A6	5004	口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(I)	150単位(1月)	150単位	
A6	5011		(2) 口腔機能向上加算(II)	160単位(1月)	160単位	
A6	6310	一体的サービス提供加算		480単位(1月)	480単位	
A6	6011	サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)	①事業対象者・要支援1 88単位(1月)	88単位	
A6	6012			②事業対象者・要支援2 176単位(1月)	176単位	
A6	6107		(2) サービス提供体制強化加算(II)	①事業対象者・要支援1 72単位(1月)	72単位	
A6	6108			②事業対象者・要支援2 144単位(1月)	144単位	
A6	6103		(3) サービス提供体制強化加算(III)	①事業対象者・要支援1 24単位(1月)	24単位	
A6	6104			②事業対象者・要支援2 48単位(1月)	48単位	
A6	4001	生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(I)	1月につき 100単位(3月に1回を限度)	100単位(1月)	
A6	4002		(2) 生活機能向上連携加算(II)	1月につき 200単位を加算	200単位(1月)	
A6	6200	口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I)	※6月に1回を限度とする	20単位(1回につき)	
A6	6201		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(II)	※6月に1回を限度とする	5単位(1回につき)	
A6	6311	科学的介護推進体制加算		40単位(1月につき)	40単位	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算I 1 1	利用定員が19人以上の場合	(1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ	所定単位数の 111 /1000 加算	
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算I 2 1		(1) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ	所定単位数の 120 /1000 加算	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算II 1 1		(2) 介護職員等処遇改善加算(II)イ	所定単位数の 109 /1000 加算	
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算II 2 1		(2) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ	所定単位数の 118 /1000 加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算III 1		(3) 介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の 99 /1000 加算	
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算IV 1		(4) 介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 83 /1000 加算	
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算I 1 2	利用定員が19人未満の場合	(1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ	所定単位数の 117 /1000 加算	
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算I 2 2		(1) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ	所定単位数の 127 /1000 加算	
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算II 1 2		(2) 介護職員等処遇改善加算(II)イ	所定単位数の 115 /1000 加算	
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算II 2 2		(2) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ	所定単位数の 125 /1000 加算	
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算III 2		(3) 介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の 105 /1000 加算	
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算IV 2		(4) 介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 89 /1000 加算	

注 「事業所と同一建物に共住する者又は同一建物から利用する通所型サービスを利用する場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供強化体制加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目